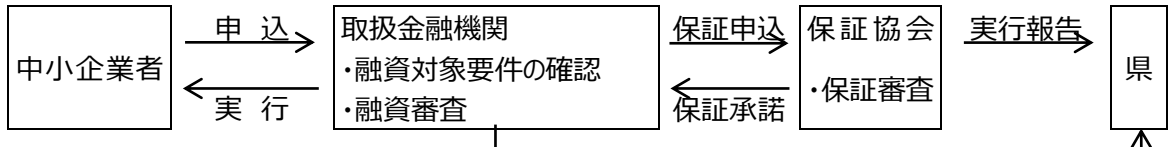


ご利用の手引き

資金名	設備投資促進貸付		
目的	中小企業者の設備投資を促進するため、必要とする資金を融資する		
融対象資者	次の①又は②のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次の③から⑥のいずれかに該当する者 ① 県内で事業を営む者 ② 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者 ③ 新製品の生産、新規事業への進出、生産能力向上などのため機械・設備等の新設等を行う者 [その他のポイント①②③] ④ 事業の効率化や改善・継続などのため、老朽化した機械や車両の買替え等、既存設備を更新しようとする者 [その他のポイント②③] ⑤ 策定したBCPに基づき、施設の耐震改修、非常用通信設備の導入等防災関連の対策を行う者 [その他のポイント④⑤⑥] ⑥ 「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」第2条第2号で定める重点立地促進事業を行う者 [その他のポイント⑦⑧⑨]		
資金使途	事業計画の実施に必要な設備資金（設備投資に伴う運転資金を含む） [その他のポイント⑩⑪⑫]		
借換	既往融資の借り換えには利用不可		
融資条件	利率	年1.55%（固定）	期 間 10年以内（うち据置2年以内） （融資対象者⑤⑥の場合：15年以内（うち据置2年以内））
	限度額	1企業・1組合 3億円 （融資対象者⑤の場合：15億円） （融資対象者⑥の場合：100億円）	預 託 あり
	信用保証	必要に応じて保証協会の保証を付ける	
	責任共有制度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）	
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減） [その他のポイント⑬]	
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）	
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる	
申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）		
添付書類	② 設備投資促進貸付事業計画書（様式第11号）（対象者③④⑤の場合） ③ 設備投資促進貸付事業計画書（様式第12号）（対象者⑥の場合） ④ 以下のいずれかに該当する書類（融資対象者⑤の場合） ア 中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP（写）及び自己診断チェックリスト（写） イ 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」（写）及び認定書（写） ウ 国土強靱化貢献団体の認証を取得したBCP（写）及びレジリエンス認証・登録証（写） エ 兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP（写）及び推薦書 オ 兵庫県の実施するBCP・BCM支援プログラムによる支援を受け策定したBCP（写） ⑤ 立地促進事業確認結果通知書（写）及び兵庫県設備投資促進貸付対象事業確認結果通知書（写） （融資対象者⑥の場合） ⑥ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類		

融資フロー



【信用保証を付さない場合】実行報告【その他のポイント⑭】

その他のポイント

- ① 新分野事業に進出する場合については、客観的にみて、融資実行時点で新分野進出事業に着手していると判断できることが必要です。
- ② 工場・店舗の拡張、機械・設備、事業用建物等の修繕・修理の資金、売電目的による太陽光発電設備導入も対象となります。また、製造業以外の商業・サービス業等の事業者も対象となります。
- ③ 融資対象者に該当するかどうかは事業計画書により申込を受け付けた機関でご判断ください。
- ④ 融資対象者⑤については、次のいずれかのBCPを策定していることが必要です。
  - ア 中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP
  - イ 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」（近畿経済産業局が認定）
  - ウ 「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づく「国土強靱化貢献団体の認証（レジリエンス認証）」を取得したBCP
  - エ 兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP
  - オ 兵庫県の実施するBCP・BCM支援プログラムによる支援を受け策定したBCP
- ⑤ 上記④イ「事業継続力強化計画」の認定を受けている場合、保証の別枠を利用できる場合があります。
- ⑥ 上記④イ「事業継続力強化計画」の認定を受けた者については、中小企業者に限らず、融資対象とできる場合があります。
- ⑦ 融資対象者⑥の「重点立地促進事業」とは、次世代エネルギー・蓄電池・環境、航空、ロボット、健康医療、半導体関連産業を指します。
- ⑧ 融資対象者⑥の場合は、中小企業者に限らず、融資対象となります。なお、中小企業者については、金融機関の判断により信用保証を求めることができます。
- ⑨ 「立地促進事業の確認」、「重点立地促進事業」、「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」に関することについては、県産業労働部地域産業立地課（078-362-4154）へお問い合わせください。
- ⑩ 設備投資に伴って必要となる運転資金についても、設備資金と一本化することで融資対象とすることができます。ただし、この場合の運転資金は、設備資金の金額未満とします。
- ⑪ 本貸付を自治体の実施する補助金や助成金等、政府系金融機関や自治体の融資制度等と併用することは問題ありません。（ただし、当該補助金、助成金、融資制度等において併用が認められている場合に限りです。）
- ⑫ 複数の設備や機械等をまとめて一つの申込みとして取り扱うことが可能です。その場合、設備ごとに個別の設備投資促進貸付事業計画書（様式第11号又は第12号）を作成する必要はなく、全体の設備導入計画を一枚の事業計画書に記載してください。
- ⑬ 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

- ⑭ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び設備投資促進貸付事業計画書（様式第11号又は第12号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）